

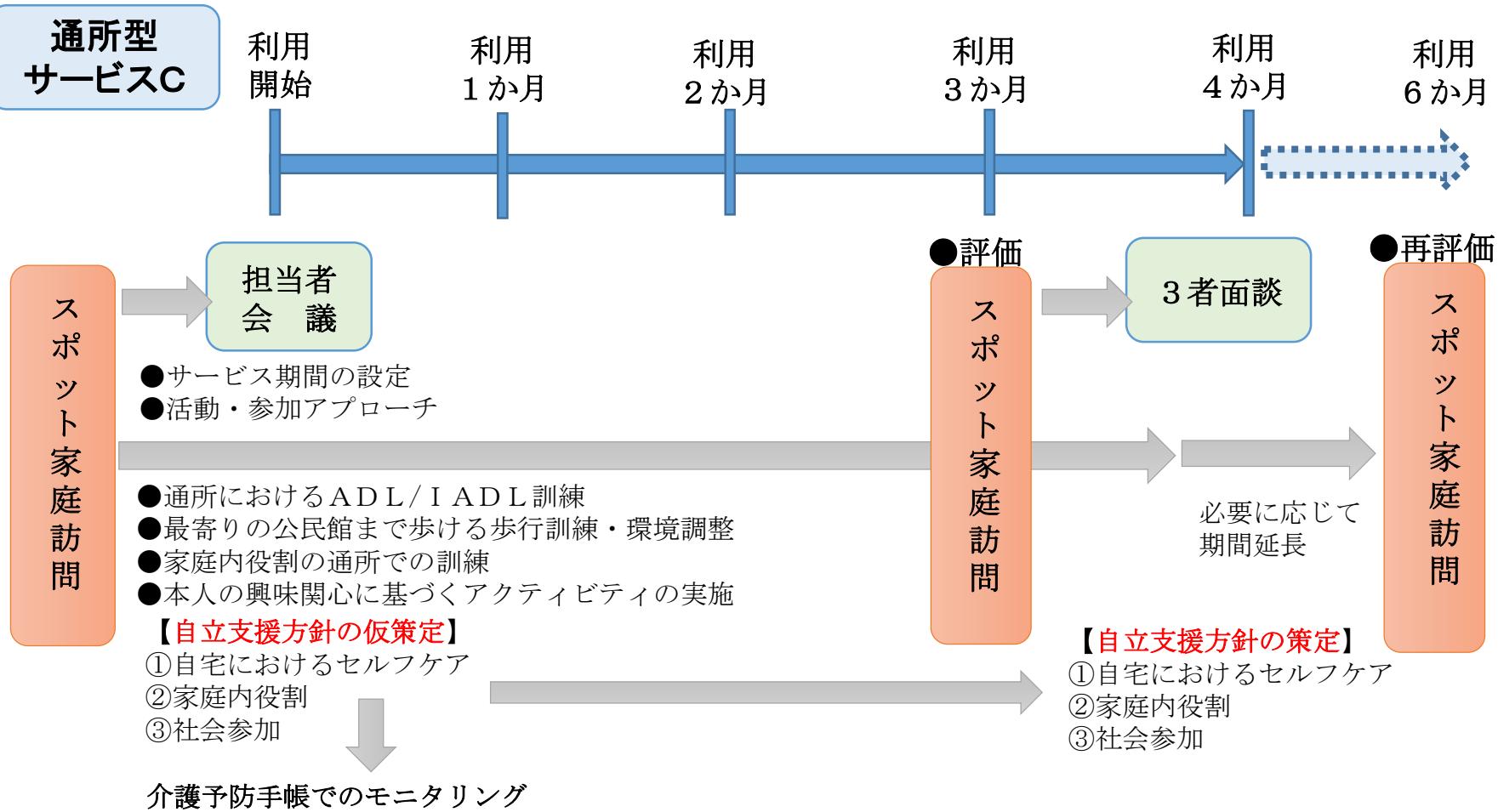
朝倉市通所型サービスC事業運営基準

別紙1

サービス内容	リハビリ専門職の訪問と通所を組み合わせた ①ADL / IADL向上のための機能訓練 ②介護予防手帳を活用したセルフケア定着支援 ③社会参加促進 ④興味関心アセスメントに基づくアクティビティケア ⑤ケアマネジャーとの協働による自立支援方策の策定 ⑥昼食提供 ⑦希望による入浴提供 ⑧買物リハビリ ⑨必要に応じた利用者送迎 ⑩理学療法士または作業療法士による原則2回以上のスポット家庭訪問によるアセスメントの実施 ⑪市が養成する介護予防ボランティアを補助員として参加させること ※生活行為向上リハビリテーションの考え方と同様の内容とする
対象者	①要支援1、2認定者②事業対象者
実施方法	委託による実施
人員	①従事職員は10名まで2名以上、20名まで3名以上配置すること。 ②業務管理責任者を1名配置し、従事職員と兼務することができる。 ③従事職員のうち1名は看護師、准看護師、他1名以上は理学療法士、作業療法士、健康運動指導士であること。（サービス提供時間内の他職務への兼務不可） ④1クール中アセスメント人員として最低月1回3職種（理学療法士/作業療法士、歯科衛生士/言語聴覚士、管理栄養士）を配置すること。 ⑤④で従事する理学療法士又は作業療法士が原則2回以上家庭訪問によるアセスメントを行う。
サービス期間	4～6か月（介護予防ケアマネジメントにより判断する）
サービス提供時間	3～5時間 週1回
設備	利用人数に応じた活動に必要なスペースおよび必要な設備・備品
法令順守事項	従事者の清潔保持・健康状態の管理、従事者又は従事者であった者の秘密保持、事故発生時の対応、廃止・休止の届出と便宜の提供
利用者の安全配慮	要保険加入
委託料	固定費+変動費による事業費
利用者負担金等	利用者負担金500円/人回（+昼食実費、入浴実費）
備考	甘木地区、朝倉・杷木地区に各1か所設置。サービス期間終了後、利用者の希望に応じて自己負担（1,000円/人回程度）でサービス継続できる環境を整備すること。 従前相当の通所型サービスとの併用不可。

朝倉市通所型サービスC事業利用の流れ

別紙2



スポート家庭訪問

- ① 実施回数は、利用者1人あたり2回を原則とし、3回を上限として介護予防ケアマネジメントによって判断する。
- ② アセスメント結果をもとに、利用者の自立支援に向けたケアマネジャーとのカンファレンスを行う。
- ③ アセスメント結果をもとに、在宅ADL/IADL向上に向けた通所でのプログラム立案を行う。